

令和4年10月6日開催

箕輪町農業委員会第20回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年10月6日(木) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 英人
事務局次長	唐澤 智大
事務局	細井 千里

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
日程第11 報告第5号 農地改良届について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

(唱 和)

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 トラクターやコンバインの事故が多発しているようです。皆さんお気をつけください。町も肥料補助金などの取組みを進めています。大変ご苦労様ですが、農業委員活動の折り返し地点となりますのでよろしくお願いします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いします。

議 長 ただいまから第20回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

ここで、9月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局

9月5日に県農業委員会女性協議会総会がWEB会議で開催されています。

同じ日に第19回総会が開催されています。

本総会で審議のあった農地法3条の2番案件については、その後申請者から許可証発行前に取り下げの意向がありまして、取り下げとさせていただきました。

また5条の3番案件について使用貸借ではなく正しくは賃貸借でした。転用自体については問題ございません。

5条の7番案件で唐澤稔委員から建物の階数や高さについて規制があるか質問がありました。町建設課へ確認したところ、高さについての規制があり、今回申請のあった地区は15mの高さ規制があります。今回の申請では建物は14.85mということで条件は満たしております。報告をさせていただきます。

9月15日農地相談を実施し、相談数は2件でした。

9月21日に農業者年金加入推進特別研修会がありました。

9月30日に会長、事務局長、次長の3人で町内荒廃地の現地確認を行っております。

以上です。

議長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

19番 小松 孝寿 委員 20番 唐澤 由寛 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ で農振地域内。

売買価格は 坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇さん、譲受人は 〇〇さんです。

農地取得者は農地法に定める下限面積を満たしています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、井口委員。

井口委員 事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。共同住宅用地の申請です。
対象農地は 〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡の合計〇〇㎡。
2種農地です。
申請者は 〇〇の 〇〇さんです。
申請者は年齢とともに耕作が困難になっており後継者も耕作の時間がなく、田畑の規模を縮小したいと考えています。申請地は近隣に保育園や学校等がありアクセスも良く、賃貸アパートを建築したいと考え申請を行いました。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましても説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件、倉田委員。

倉田委員 9月12日に説明を受けました。気になったのはトラクターの収納庫の件です。
それ以外は問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願いま
す。どうぞ。

倉田委員から出たトラクターの件は大丈夫でしょうか。

事務局 書類を確認し、問題はありません。詳細は4条届出の報告事項で説明させていた
できます。

議 長 よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。
議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて を議題といたします。

ここで申請案件の当事者に委員がいますので、一時退出いただきます。

(〇〇委員 退出)

3番案件についてのみ事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の許可申請の3番案件について説明をいたします。

使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡。2種農地です。

借受人は ○○さん、貸付人は ○○さんです。
借受人は父の所有する土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えています。
説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
3番案件、大槻委員。

大槻委員 申請者から説明を受けました。問題はないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。まず議案第3号の3番案件のみ採決いたします。
議案第3号の3番案件について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号の3番案件は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

(○○委員入室)

議 長 続きまして議案第3号の1番、2番、4番、5番、6番、7番案件について議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は ○○番○○(田)○○㎡。3種農地です。
使用借人は 町内アパートに住む ○○さん、使用貸人は ○○さんです。
申請地は祖父の所有地であり、使用貸借して住宅を建築したいと考えています。

2番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は ○○番○○(田)○○㎡。2種農地です。

売買価格は 坪〇〇円です。

譲受人は 町内アパートに住む 〇〇さん、〇〇さん。

譲渡人は 〇〇の 〇〇さんです。

譲受人は現在のアパートから近い本申請地へ住宅を建設したいと考えています。

譲渡人は後継者が遠方に住んでおり農業縮小を考えています。

4番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡。

2種農地です。

借受人は 〇〇さん、貸付人は 〇〇さんです。

借受人は父の所有する土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えています。

平成25年1月16日に住宅敷地として5条許可をしており、ここで計画変更申請を行うものです。

5番目の案件です。売買での所有権移転による共同住宅用地の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡ 合計〇〇㎡。

3種農地です。売買価格は 坪〇〇円です。

譲受人は 長野市 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。

譲渡人は高齢のため土地を売却したいと考えています。申請地周辺は宅地が進み耕作がしにくい場所のため、譲受人は共同住宅を建築したいと考えています。

〇〇番〇〇は昭和47年1月18日に住宅・物置用地として4条許可をしており、ここで計画変更申請を行うものです。〇〇番〇〇は新規の申請になります。

6番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は 〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、3種農地です。

売買価格は 坪〇〇円 です。

譲受人は 町内アパートに住む 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。

譲受人は通勤のしやすい申請地に住宅を新築したいと考えました。譲渡人は自宅から離れた畑で耕作に向かないため手放したいと考えています。

7番目の案件です。使用貸借による残土置場の一時転用申請です。

一時転用期間は2年間です。令和6年9月30日までとなります。

対象農地は 〇〇番〇〇 (田) 〇〇㎡。農振農用地です。

借受人は (株) 〇〇、貸付人は 〇〇さんです。

隣地の〇〇番〇〇の造成に伴う残土置場として一時的に使用する予定です。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしく願います。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 9月16日に説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりです。

議 長 2 番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 9月16日に説明を受けました。現地を確認し、周りが家ですので許可相当と思います。

議 長 4 番案件、大槻委員。

大槻委員 9月2日に説明を受けました。問題はないと思います。

議 長 5 番案件、春日委員。

春日委員 9月16日に説明を受けました。問題はないと思います。

議 長 6 番案件、小野委員。

小野委員 9月18日に説明を受けました。特に問題はないと思います。

議 長 7 番案件、倉田委員。

倉田委員 9月23日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題はないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第3号の1番、2番、4番、5番、6番、7番案件を採決いたします。
議案第3号の1番、2番、4番、5番、6番、7番案件について原案のとおり認

めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号の1番、2番、4番、5番、6番、7番案件は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

44ページは、総括表となります。

田 1, 694㎡ 畑 50, 220㎡ 合計51, 914㎡です。

45ページからは、借り手の状況となります。

47ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和4年10月8日、終期は 令和14年、令和24年のそれぞれ12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思えます。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。
51ページは、総括表となります。
田 13, 376㎡ 畑 3, 713㎡ 合計 17, 089㎡
52ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思えます。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
59ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。9件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

63ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で12件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明します。
議案第2号の農地法4条申請で協議をした土地の隣の農地に農機具収容施設を設置する届出になります。面積は423㎡の内63.2㎡です。中央の駐車場部分の左側に「トラクター用物置」との記載があり、こちらにトラクター収容施設を設置する届出になります。トラクター用物置の大きさは右上の図のとおりです。
200㎡以内の農業関連施設のため、届出で問題ありません。

報告第3号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

議 長 続きまして、日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。
73ページは総括表です。今月は公社からの売買のみとなります。
74ページは公社からの売買の内訳です。〇〇さんへの売買1件です。
昨年度からの農地相談で農地を売りたいとご相談を受けていた土地ですが、無事売買が成立しました。
報告第4号についての説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 報告第4号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第11 報告第5号 農地改良届について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号 農地改良届について ご説明いたします。
76ページが位置図です。
対象農地は 〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡、〇〇番〇〇(田) 〇〇㎡ 合計〇〇㎡です。
申請者は 〇〇さんです。
休耕田で小玉スイカ、枝豆などの野菜作りをしたいが石が多く耕作しにくい。
また雨が降るたび根腐れを起こしてしまうため、全面に20～30cmほど埋土をしたい。との届出です。
午前中に現地確認をしましたが、問題はないと思います。
報告第5号についての説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 報告第5号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第5号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件

がございましたら、お出しいただきたいと思います。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

19 番

20 番
